

逐条解説

精華町男女共同参画推進条例

平成25年3月

精 華 町

目次

前文

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 基本理念
- 第4条 町の責務
- 第5条 住民の責務
- 第6条 事業者の責務
- 第7条 住民活動団体の責務
- 第8条 教育関係者の責務
- 第9条 性別による人権侵害の禁止
- 第10条 情報及び表現に関する留意事項

第2章 基本的施策

- 第11条 基本計画
- 第12条 施策の策定等に当たっての配慮
- 第13条 推進体制の整備等
- 第14条 調査研究
- 第15条 住民等の理解を深める取組
- 第16条 積極的改善措置
- 第17条 住民等の活動への支援
- 第18条 雇用における男女共同参画の推進
- 第19条 事業者等からの報告
- 第20条 施策の実施状況の公表

第3章 苦情及び相談への対応

- 第21条 苦情等への対応
- 第22条 相談等への対応

第4章 精華町男女共同参画審議会

- 第23条 男女共同参画審議会

第5章 雑則

- 第24条 委任

附則

精華町男女共同参画推進条例の考え方

1、条例の名称について

精華町男女共同参画推進条例

【考え方】

条例の名称については、条例の目的や理念が適切に反映され、内容を端的に表し、住民になじみやすいものであることが重要です。

平成11年に制定された男女共同参画社会基本法の下で、あらゆる分野での男女共同参画が推進されることのイメージを定着させること、住民自らが積極的に男女共同参画を推進することを重視し、法律と同じ「男女共同参画」を、また、この条例は、基本条例にとどまらず、具体的に施策を推進することを目的とするので「推進条例」としています。以上のことから、「精華町男女共同参画推進条例」としました。

2、条例に盛り込む事項

男女共同参画を推進するための法令としては、「男女共同参画社会基本法」「京都府男女共同参画推進条例」があり、精華町の条例はこれら上級の法令との間に矛盾なく規定される必要があります。

条例に盛り込むべき内容についても、上級の法令との調和に配慮する必要があるため、精華町男女共同参画推進委員会や精華町男女共同参画研究会（ワーキンググループ）において検討されました。

住民に積極的に取り組んでいただくため、難しい法令用語やなじみのない用語をできるだけ平易な表現に改め、わかりやすく身近に感じていただけるよう工夫しています。

前文

精華町は、平城京（奈良）、平安京（京都）等の都を結ぶ文化の回廊に位置し、豊かな自然の中で古くから農業を中心に人々の暮らしが営まれてきました。近年、関西文化学術研究都市の中心地として、最先端技術の研究施設や新しい街並みが加わり緑と調和した都市の形成が進んでいます。

わが国では、日本国憲法にうたわれた法の下での平等と、国際社会における取り組みと連携した男女共同参画社会の実現を目指して、男女共同参画社会基本法が制定されました。精華町においても平成17年に精華町男女共同参画基本計画を策定し、一人ひとりが暮らしやすいまちを目指して様々な施策を推進してきました。

しかし、住民の意識には差があり、地区によっては性別による固定的な役割分担意識や慣行が今なお根強く残っており、個々の個性や能力が十分に発揮されていない状況があります。

また、仕事と生活とが調和した社会生活を営むことが難しい環境にもあり、すべての人がお互いの人権を尊重しあい多様な生き方を選択することのできる男女共同参画社会の実現には多くの課題が残され、なお一層の努力が必要です。

今後さらに少子高齢化や社会の急激な変化が進む中、学研都市の中核地にふさわしい活力ある生活環境を実現するためには、社会のあらゆる分野で男女共同参画の推進に取り組みねばなりません。

こうした現状を踏まえ、精華町は男女共同参画の推進を主要な政策と位置づけ、町にかかわるすべての人が協力・連携して、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる真に豊かなまちづくりに取り組むため、この条例を制定します。

【考え方】

前文は法令などに必ずおかれるものではありませんが、この条例においては、男女共同参画を取り巻くこれまでの経緯、現状認識、地域特性、目指す方向などを示し、今後さらに男女共同参画を推進する決意を表明するため、前文をおきました。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、精華町における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、住民、事業者、住民活動団体、教育関係者及び町の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本となる事項を定め、「一人ひとりが暮らしやすいまち」を目標に、住民一人ひとりが人権を尊重され、生き生きと暮らすことのできる男女共同参画社会を実現することを目的とする。

【考え方】

この条例は、住民、事業者、住民活動団体、教育関係者、町及び町に関わるすべての人の責務を明らかにし、基本的施策を定め、住民が生き生きと暮らすことのできる男女共同参画社会を実現することを目的としています。

(定義)

第2条 この条例における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 性別にかかわらず、すべての人が個人として尊重され、自らの意思により、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場における活動に参画し、個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、共に責任を担うことをいう。
- (2) 住民 町内に居住又は町内で活動するすべての個人をいう。
- (3) 事業者 町内において、営利であるか非営利であるかを問わず、事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 住民活動団体 町内において活動を行う住民団体及びコミュニティ活動のための組織等をいう。
- (5) 教育関係者 町内において、あらゆる教育及び保育に携わる個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野での活動における男女間の格差を是正するため、男女のいずれか一方に対し、積極的に参画する機会を提供することをいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により他の者に不快感を与え、就労環境その他の生活環境を害すること、又は不利益を与えることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある、又は親密な関係にあった者の間での、身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力をいう。
- (9) ワーク・ライフ・バランス 一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、仕事と家庭や地域生活等との調和が保たれ、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択及び実現できることをいう。

【考え方】

条例が適正に運用されるよう、この条例で用いている必要な用語について、あまりなじみのない言葉や、その内容を明確にしておく必要がある用語について意味を定めています。

第1号関係 「男女共同参画」という言葉は、人によって持つイメージが異なるので、ここで概念を定義付けします。男女共同参画社会基本法の定義を準用しています。

第2号関係 「住民」の定義は、町内に居住する者、町内に存する事務所または事業所に勤務する者、町内に存する学校に在学する者とし、国籍は問いません。

第3号関係 「事業者」の定義は、営利目的の事業（株式会社、有限会社など）か非営利目的の事業（NPO法人、社会福祉法人など）かに関わらず、町内に事務所または事業所があり、事業を行う個人、法人その他団体をいいます。

第4号関係 「住民活動団体」の定義は、住民が主体性をもって活動している団体を言います。例えば、自治会、老人会、子ども会、PTA、女性の会、ボランティアグループなど、地域で活動する団体が考えられます。

第5号関係 「教育関係者」の定義は、公立、私立にかかわらず、町内において教育および保育に携わっている人すべてをいいます。

第6号関係 「積極的改善措置」とは、男女の参画する機会に格差がある場合、いずれか一方に対し、積極的に採用や登用をするなどの措置を行うことにより男女間の均衡を図る暫定的措置のことをいいます。

第7号関係 「セクシュアル・ハラスメント」という言葉は、社会的に認識されてきました。性的な発言や行動により相手に不快感を与えたり、相手の仕事や生活の環境を害することと定義付けしました。また、性的な発言や行動を受けた被害者の対応によって、加害者が被害者に対し不利益を与えることも加えて定義付けしました。

第8号関係 「ドメスティック・バイオレンス」という言葉は、既に社会的に認識されてきていますが、配偶者、恋人などの親密な関係にあるものからの身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力的な行為と定義付けしました。また、過去の関係まで含んでいます。

第9号関係 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉は、比較的新しい言葉ですが、男女共同参画を推進するにあたっての重要な言葉として、ワーク・ライフ・バランス憲章の「仕事と生活の調和が実現した社会の姿」を参考として定義付けしました。

(基本理念)

第3条 男女共同参画を推進するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 男女の人権の尊重 すべての人が個人として尊重され、性別による差別的な扱いを受けることなく、能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 社会における制度及び慣行についての見直し 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行が改善され、住民が社会活動に制限を受けることなく参画し、多様な生き方が自由に選択できること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 住民が、社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者、住民活動団体等その他の団体における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活と社会活動の両立 住民が、互いの協力及び社会の支援の下、家事、育児、介護等の家庭生活における活動及び職業生活、その他の社会における活動に対等に参画でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれること。
- (5) 次世代の育成 次代の社会を生きる子どもを「こころ豊かに育む」ために、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場において、住民が共に参画し責任を担い、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりへの取組が進められること。
- (6) 男女の生涯にわたる健康の確保 男女が、互いの性についての理解を深め、妊娠、出産等について双方の意思が尊重されるとともに、生涯を通じて健康な生活を営む権利が保障されること。
- (7) あらゆる教育の機会における男女共同参画への理解を深める取組 家庭、学校、職場、地域その他あらゆる教育及び学習の機会において、個人として自ら学び、考え、決定して行動することの重要性を認識し、男女共同参画への理解を深めるための取組がされること。
- (8) 性別による人権侵害の禁止 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）、ドメスティック・バイオレンス（DV）その他の男女共同参画を阻害する暴力的行為は、犯罪又は人権侵害であるとの認識の下、その根絶を目指すこと。また、男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されること。
- (9) 国際的視野での協調 男女共同参画社会の実現に当たっては、国際社会における取組に留意し、国際的な協調の下に行われること。

【考え方】

町や町にかかわるすべての人や団体等が第4条から第7条までに定める責務を果たす上で基本となる考えです。

第1号関係 人権について、性別に起因する問題という観点に着目して「男女の人権」と規定しています。憲法第14条にも法の下での平等がうたわれていますが、性別による差別は

男女共同参画社会の形成を阻害する重大な問題です。性別にかかわらず能力を発揮できるようにすることが男女共同参画の基本事項です。

第2号関係 「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な考え方が、結果として個人の生き方や活動の自由な選択を阻害する要因となる恐れがあります。そのため、男女共同参画の推進にあたっては、社会制度や慣行が及ぼす影響に配慮することを定めています。

第3号関係 「参画」には、単に参加するのではなく、主体的にかかわる重要性が込められています。男女共同参画社会を実現するためには、各分野における方針の企画・立案から決定・実施に至るまでの過程に、町など公共機関だけでなく、企業や自治会などの各種機関・団体においても、男女が共に参画できる機会を確保する必要があります。

第4号関係 現在、家事、育児、家族の介護など、家庭生活における活動の多くを女性が担っているという状況があります。男女共同参画社会を実現するには、家族を構成する人が互いに協力するとともに、社会の支援を受けながら、家庭生活と働くこと、地域活動などの両立を図るようにすることが重要です。あらゆる年代の誰もが、人生の各段階に応じて様々な活動を、自分の希望するバランスで展開できることが大切です。

第5号関係 若者が将来の生活に不安を抱き結婚や出産をあきらめることのないよう、子ども・若者の育ちや子育てを支援し、個人が希望を普通になえられるような教育・就労・生活の環境を社会全体で整備することが必要です。

第6号関係 すべてのカップルと個人が、子供の数、出産の間隔及び時期を自由にかつ責任をもって決定すること、それを可能にする情報と手段を有することは基本的人権として認められています。

女性のみならず男性や性的少数者も、自分自身の心や体、性のあり方について自己決定権が尊重され、主体的に健康管理ができるよう情報提供しなければなりません。

第7号関係 学校教育での発達段階に応じた、個人の尊厳・男女平等に関する教育、また、社会教育での個人の尊厳・男女平等の意識、家庭生活の大切さを認識させるような教育等、生涯を通して学ぶことのできる多様な学習機会の提供が、男女共同参画社会の実現のために必要です。

第8号関係 DVやセクハラ等の女性への暴力の背景には、男女の不平等な関係、女性に対する差別意識があります。女性の人権を著しく侵害するものであるとの認識を持ち、これらの暴力を防止するため、様々な暴力に関する認識を高めていくことが必要です。

また、性同一性障害者等性的少数者の人権についても同様に配慮が必要なことを定めています。

第9号関係 男女共同参画の推進は、世界女性会議をはじめとして女子差別撤廃条約など、国際社会の取り組みと連動して進められてきました。男女共同参画の推進が国際社会における様々な取り組みと密接に関係していることに留意し、世界的な視野のもとに行われることが大切です。

(町の責務)

第4条 町は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 町は、国及び他の地方公共団体と連携を図り、住民、事業者及び住民活動団体、教育関係者と協働して、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施しなければならない。

3 町は、率先して男女共同参画の推進に取り組むとともに、事業者の模範となるよう努めなければならない。

【考え方】

男女共同参画の推進は、行政における推進のみで達成されるものではなく、それぞれが協力して取り組む必要があるため、町、住民、事業者及び住民活動団体、教育関係者の義務と責任を明らかにすることが必要です。この条項から順に、町、住民、事業者及び住民活動団体、教育関係者の義務と責任を明らかにしています。

町は、男女共同参画の推進に関する施策を「主要な施策」として総合的に策定及び実施し、関係機関との連携を図りながら、住民等と協働し、男女共同参画に関する施策を推進するものとします。

町は一事業所という面もあり、女性の活用・登用やワーク・ライフ・バランスに関する取り組み等を積極的に推進するなど、事業者の模範となる職場づくりに努める責任もあります。

(住民の責務)

第5条 住民は、基本理念に基づき、男女共同参画についての理解を深め、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる場において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 住民は、町が実施する男女共同参画に関する事業に協力するよう努めなければならない。

【考え方】

男女共同参画社会の実現のためには、住民の理解と協力が不可欠であることから、住民の主體的な取り組みに期待し、努力義務規定としています。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、雇用している、又は雇用しようとする人について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、ワーク・ライフ・バランスのとれる就労環境づくりに努めなければならない。

2 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【考え方】

男女共同参画の推進は、事業者としての立場からの協力も不可欠であることから、事業者の主体的な取り組みを期待して、住民の義務と責任を定める第5条と同様に努力義務規定としています。

(住民活動団体の責務)

第7条 住民活動団体は、基本理念に基づき、その団体活動において、男女が対等に参画できる機会を積極的に確保するよう努めなければならない。

2 住民活動団体は、町が実施する男女共同参画に関する事業に協力するよう努めなければならない。

【考え方】

地域社会には、自治会、PTAをはじめ住民がかかわるさまざまな活動団体があり、地域社会で活動する住民組織の果たす役割は、これからの地域づくりに重要な位置を占めることになることから、主体的な取り組みを期待して、住民の義務と責任を定める第5条と同様に努力義務規定としています。

(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、男女共同参画を推進する上での教育の果たす役割の重要性を認識し、基本理念に基づき、教育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に取り組むよう努めなければならない。

【考え方】

家庭教育をはじめ学校教育や保育の場などの教育にかかわっている人が、基本理念を理解し、男女共同参画の推進に配慮した教育や保育を行うことが、将来を担う子供たちの男女共同参画意識を形成し、その個性と能力を発揮することにつながると考え明記しています。

(性別による人権侵害の禁止)

第9条 住民は、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的な扱い及び人権侵害を行ってはならない。

2 住民は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

【考え方】

全ての人は個人として尊重されなければなりません。直接的であるか間接的であるかを問わず差別や暴力などの人権侵害は許されるものではありません。特に今日的課題であるセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなど、人権侵害の根絶を目指すことは男女共同参画を推進するうえでも大きな課題の一つです。これらの行為が犯罪行為であるという認識を社会全体が持ち、暴力根絶の意識を持つことが重要であるため、禁止事項としています。

(情報及び表現に関する留意事項)

第10条 住民は、広く提供する情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担意識を肯定し、助長し、又は連想させる表現
- (2) 性別による暴力的行為を肯定し、助長し、又は連想させる表現
- (3) 性別による偏見を肯定し、又は助長する表現
- (4) 過度の性的な表現

【考え方】

新聞、テレビ、ポスターなどの情報は、一般に大きな影響を与えています。この影響を考慮すると、性別に基づく固定的な役割分担及び異性に対する暴力などを正当化し助長する表現や不必要な性的な表現は、規制する必要があると考えています。

第2章 基本的施策

(基本計画)

- 第11条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 町長は、基本計画を策定又は変更するときは、精華町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くとともに、住民の意見を反映させるよう努めなければならない。
- 3 町長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 4 町長は、社会情勢の変化に対応し、男女共同参画の推進のため、必要に応じて基本計画の見直しを行わなければならない。

【考え方】

男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画を、住民等の意見を反映しながら定めることとします。策定及び変更にあたっては、あらかじめ審議会の意見を聴くこと、基本計画を策定または変更したときはこれを公表することとしています。

本町では、平成17年度から平成26年度までの10年間を計画期間とする「精華町男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画の推進に努めているところです。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第12条 町は、あらゆる施策を定め、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

【考え方】

条例の内容を具体的な施策につなげるため、施策の策定や実施の際には男女共同参画の推進について配慮する必要があると考えています。

(推進体制の整備等)

- 第13条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための推進体制を整備する。
- 2 町は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

【考え方】

町は、関係部局相互の連携により、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、その推進体制を整備することとしています。

(調査研究)

第14条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を定めること及びその推進に必要な事項について、調査研究を行うとともに、その成果を施策に反映させるものとする。

【考え方】

男女共同参画を効果的に推進していくためには、国内外の動向や施策の状況、住民意識などを把握し、今後の施策に反映させていくことが必要なため、調査研究や情報収集を行います。

(住民等の理解を深める取組)

第15条 町は、住民等の男女共同参画に関する意識及び理解を深めるよう、情報提供及び広報活動等の充実に取り組まなければならない。

【考え方】

男女共同参画は、すべての住民一人ひとりが自らのこととして受け止め、理解してもらえよう、理解を深める施策の充実が必要です。町は、男女の平等・参画についての意識や理解の向上を支援するため、情報提供や広報活動を充実させることとしています。

(積極的改善措置)

第16条 町は、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女の間に参画する機会の格差が生じている場合は、住民等と協力し、積極的に格差を是正するための措置を講じるよう努めなければならない。

2 町長は、あらゆる審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合には、できる限り男女の均衡を図るよう努めなければならない。

【考え方】

男女共同参画社会を形成していく上で、男女間の格差を是正する積極的改善措置は重要な取組です。町は、男女の参画の機会の均衡を図るため、町の附属機関の委員だけでなく、社会のあらゆる分野における活動において、積極的に取り組む必要があると考えています。

第2項関係 町が率先して、審議会等に女性委員を登用し、参画する機会の男女間の格差を解消するよう努めることを規定しています。

(住民等の活動への支援)

第17条 町は、住民等に対して、男女共同参画の推進活動に関する情報の提供、人材の育成及びその他必要な支援を行うよう努めなければならない。

【考え方】

男女共同参画の推進は、町、住民、事業者、住民活動団体、教育関係者が連携、協力して取り組む必要があるため、町は、男女共同参画に取り組む住民等の活動に対して、支援を行う必要があると考えています。

(雇用における男女共同参画の推進)

第18条 町は、事業者に対し、雇用における男女共同参画の推進活動に関する情報提供等必要な支援に努めなければならない。

【考え方】

雇用における男女共同参画の推進は、とりわけ重要な課題です。事業者が雇用における男女共同参画の推進に取り組むため、町は支援を行う必要があると考えています。

(事業者等からの報告)

第19条 町長は、男女共同参画の推進に関する現状及びその他必要な事項について、事業者及び住民活動団体等に報告を求めることができる。

【考え方】

男女共同参画の推進にあたっては、事業者及び住民活動団体等における男女共同参画の現状を把握し、施策に反映させることが必要です。町は事業者及び住民活動団体等に対し、就業状況や参画状況等を把握するための調査などへの協力・報告を求めることができることを規定しています。

(施策の実施状況の公表)

第20条 町長は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況について、広く住民に周知できるよう工夫して公表しなければならない。

【考え方】

男女共同参画の推進は、町、住民、事業者、住民活動団体、教育関係者が一体となって進める必要があり、その気運を高めるためには、男女共同参画の状況や推進に関する施策の実施状況をまとめ、公表することを規定しています。

第3章 苦情及び相談等への対応

(苦情等への対応)

第21条 町は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項に関して住民等からの苦情及び意見の申出があった場合は、問題解決に向けた適切な対応をするものとする。

2 町は、相談及び苦情の申出に係る処理制度への住民等の理解を深めるため、その普及啓発を行うものとする。

【考え方】

男女共同参画に関する施策などへの苦情や意見があった場合、適切に処理することとしています。

男女共同参画に関する施策に対する苦情や意見の受付窓口が設置されていることについて、住民等の正しい理解を得るため情報提供や広報活動を充実させることを規定しています。

(相談等への対応)

第22条 町は、性別による差別的な扱い、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスによる被害若しくは不利益を受けた者からの相談があった場合は、被害者保護のために必要に応じて関係機関と連携し、解決に向けた適切な対応をするものとする。

【考え方】

ドメスティック・バイオレンスなどによる権利侵害があった場合、解決に向けて警察、福祉関係者、京都府家庭支援総合センターなどの関係機関と連携し、適切な措置を講じることとしています。

第4章 精華町男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

- 第23条 男女共同参画の推進に関して必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく町長の附属機関として、精華町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
- 2 審議会は、第11条第2項に規定する事項のほか、男女共同参画の施策の推進に関し必要な事項について町長に意見を述べることができる。
 - 3 審議会は、町長が委嘱する委員13人以内をもって組織する。
 - 4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【考え方】

男女共同参画の推進に関する施策の実効性を高めるために、現在設置している「男女共同参画推進委員会」を廃止し、「精華町男女共同参画審議会」を設置します。

また、審議会の組織・運営などについては、別に定めます。

第5章 雑則

(委任)

- 第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

【考え方】

苦情及び意見の対応など、条例の施行に関し必要な事項については、別に定めます。

附則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。